

訪問型サービス A2 (独自)		介護予防相当訪問型サービス (従前相当)			訪問型サービス・活動A (指定による事業)		
対象者		要支援1, 2, 事業対象者 進行性疾患や病態が安定しない方			要支援1, 2, 事業対象者, 継続利用者 地域とのつながりの中で生活する要支援者等		
提供サービス		身体介護、生活援助 ・専門職による専門的な支援ニーズに総合的に 応えるサービス			・老計10号の範囲内とし、介護予防・社会参加 に資する選択できるようサービスを提供する ・地域住民を含む地域の多様な主体により展開 されるサービスや活動		
予防プランと支援事業者		介護予防サービス計画 (地域包括支援センター, 介護予防支援事業所)			介護予防サービス計画書 (地域包括支援センター)		
訪問型サービス個別計画書		従来の介護予防訪問介護計画書と同様					
基本報酬 (単位)		週1回		週2回		週2回を超える	
		1,176/月		2,349/月		3,727/月	
		標準的	生活援助中心 20分以上45分未満	生活援助中心45分以上		短時間 身体介護	
		287/回	179/回	220/回		163/回	
初回加算		200単位/月					
生活機能向上連携加算		(I) 100単位/月			(II) 200単位/月		
口腔連携強化加算		50単位/回 (1月1回を限度)					
地域活動移行支援加算		-			50単位/月※基本報酬に加算する		
介護職員等処遇改善加算 (I) イ		1月につき +所定単位数 270/1000					
介護職員等処遇改善加算 (I) ロ		1月につき +所定単位数 287/1000					
介護職員等処遇改善加算 (II) イ		1月につき +所定単位数 249/1000					
介護職員等処遇改善加算 (II) ロ		1月につき +所定単位数 266/1000					
介護職員等処遇改善加算 (III)		1月につき +所定単位数 207/1000					
介護職員等処遇改善加算 (IV)		1月につき +所定単位数 170/1000					
高齢者虐待防止未実施減算		-1/100					
業務継続計画未策定減算		-1/100					
同一建物減算		①同一建物の利用者20人以上		②同一建物の利用者50人以上		③利用者の割合が100分の90以上	
		所定単位数 10%減算		所定単位数 15%減算		所定単位数 12%減算	
中山間地域等における小規模事業所		+10/100単位/月					
中山間地域居住者へのサービス提供		+5/100単位/月					
指定事業者		当組合による事業所指定 (訪問介護事業所)					
運所訪 営と問 一介 体的事 業に業	人員基準等	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護職員	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護職員
	(配置数等) (資格等)	訪問介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要					
単 独 で 運 営	(配置数等)	常勤1名 (兼務可) ※	常勤の訪問介護 職員等のうち利 用者数40又は端 数が増す毎に1 人以上	常勤加算 2.5人以上	常勤1名 (兼務可) ※	1以上必要数 (兼務可) ※	1以上必要数 (兼務可) ※
	(資格等)	不要	介護福祉士等	介護福祉士又 は介護職員初 任者研修修了 者	不要	介護福祉士等	介護福祉士ま たは必要な研 修を受講した 者

※業務に支障がない場合、他の事業所等の職務に従事することができる。

通所型サービス A6 (独自)		介護予防相当通所型サービス (従前相当)					通所型サービス・活動A (指定による事業)					
対象者		要支援1, 2, 事業対象者					要支援1, 2, 事業対象者, 継続利用者					
想定される利用者像		進行性疾患や病態が安定しない方					地域とのつながりの中で生活する要支援者等					
提供サービス	身体介護、生活援助											
	・専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス					・閉じこもりの予防や自立した日常生活を営むことができるよう、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進する ・地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動						
予防プランと支援事業者	介護予防サービス計画 (地域包括支援センター, 介護予防支援事業所)					介護予防サービス計画書 (地域包括支援センター)						
通所型サービス個別計画書	従来の介護予防通所介護計画書 (地域密着型通所介護) と同様											
基本報酬 (単位)	事業対象者・要支援1					事業対象者・要支援2						
	1,798/月		436/回			3,621/月		447/回				
生活機能向上グループ活動加算	100単位/月											
口腔連携強化加算	(I) 150単位/月					(II) 160単位/月						
若年性認知症利用者受入加算	240単位/月											
栄養アセスメント加算	50単位/月											
栄養改善加算	200単位/月											
一体的サービス提供加算	480単位/月											
サービス提供体制強化加算	(I)	事業対象者 要支援1	88単位/月			事業対象者 要支援2	176単位/月					
	(II)		72単位/月				144単位/月					
	(III)		24単位/月				48単位/月					
生活機能向上連携加算	(I) +100単位/月 (3月に1回を限度)					(II) 200単位/月						
口腔・栄養スクリーニング加算	(I) 20単位/月 (6月に1回を限度)					(II) 5単位/月 (6月に1回を限度)						
科学的介護推進体制加算	40単位/月											
地域活動移行支援加算	-					50単位/月※基本報酬に加算する						
介護職員等処遇改善加算 (I) イ	利用定員が19人以上の場合	1月につき +所定単位数 111/1000			利用定員が19人未満の場合	1月につき +所定単位数 117/1000						
介護職員等処遇改善加算 (I) ロ		1月につき +所定単位数 120/1000				1月につき +所定単位数 127/1000						
介護職員等処遇改善加算 (II) イ		1月につき +所定単位数 109/1000				1月につき +所定単位数 115/1000						
介護職員等処遇改善加算 (II) ロ		1月につき +所定単位数 118/1000				1月につき +所定単位数 125/1000						
介護職員等処遇改善加算 (III)		1月につき +所定単位数 99/1000				1月につき +所定単位数 105/1000						
介護職員等処遇改善加算 (IV)		1月につき +所定単位数 83/1000				1月につき +所定単位数 89/1000						
高齢者虐待防止未実施減算	-1/100											
業務継続計画未策定減算	-1/100											
利用定員の超過 看護・介護職員が基準未満	基本報酬 × 0.7											
同一建物減算	事業対象者・要支援1					事業対象者・要支援2					回数	
	-376単位/月					-752単位/月					-94単位/回	
指定事業者	当組合による事業所指定 (通所介護事業所)											
一 通 所 的 介 護 事 業 所 と 連 運 営 事 業 所 と	人員基準等	管理者	生活相談員	看護職員	機能訓練指導員	介護職員	管理者	生活相談員	看護職員	機能訓練指導員	介護職員	
	(配置数等)	(地域密着型)通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要					(地域密着型)通所介護事業所としての人員配置基準を満たしている場合、新たな配置は不要					※1
	利用定員	(地域密着型) 通所介護事業所と合算した数で設定					サービス・活動A (指定) 事業所のみで定員を定める※2					
単 独 で 運 営	(配置数等)	常勤1名 (兼務可) ※3	1以上必要数			※4	常勤1名 (兼務可) ※3	必要数			※1	
	(資格等)	不要 ※5	介護福祉士等	看護師等	理学療法士等	不要 ※5	不要 ※5	介護福祉士等	看護師等	理学療法士等	不要 ※5	

※1 常時1以上 (利用者が15人以下の場合1以上、15人を超える場合は超えた数に0.1を乗じた数+1 (勤務延時間数)) 基準別表1より緩和  
 ※2 運営規程において定め、設備基準、人員配置基準を満たすこと。  
 ※3 業務に支障がない場合、他の事業所等の職務に従事することができる。  
 ※4 常時1以上 (利用者が15人以下の場合1以上、15人を超える場合は超えた数に0.2を乗じた数+1 (勤務延時間数)) 基準別表1と同様  
 ※5 無資格者の場合、認知症介護基礎研修の受講が必要

A2 訪問型サービス(介護予防相当)サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	→変更
				イ	ロ	ハ			→新規
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週1回程度の場合	1,176単位		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷30.4日	39 単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週2回程度の場合	2,349単位		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷30.4日	77 単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週2回を超える程度の場合	3,727単位		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷30.4日	123 単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容である場合		287 単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二) 所要時間45分以上の場合		220 単位	220		
A2	1411	訪問型短時間サービス	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163 単位	163			
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週1回程度の場合		12 単位	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	÷30.4日	1 単位	-1	1日につき	
A2	C212	1月につき +所定単位数 182/100		(2) 1週2回程度の場合		23 単位	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷30.4日	1 単位	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週2回を超える程度の場合		37 単位	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	÷30.4日	1 単位	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3 単位	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位	-2		
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23		(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位	-2		
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2 単位	-2			
A2	D211	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1) 1週1回程度の場合		12 単位	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	÷30.4日	1 単位	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型業務継続計画未策定減算12		(2) 1週2回程度の場合		23 単位	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷30.4日	1 単位	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型業務継続計画未策定減算13		(3) 1週2回を超える程度の場合		37 単位	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	÷30.4日	1 単位	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型高業務継続計画未策定減算算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3 単位	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位	-2		
A2	D218	訪問型業務継続計画未策定減算23		(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位	-2		
A2	D219	訪問型業務継続計画未策定減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2 単位	-2			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に	所定単位数の	10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の	12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の	15% 減算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の	15% 減算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の	15% 減算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の	10% 減算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の	10% 減算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の	10% 減算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5% 減算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の	5% 減算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の	5% 減算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II				(2) 生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2				(2) 介護職員処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1				(2) 介護職員処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2				(3) 介護職員処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III				(3) 介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV				(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000 加算		

A2 訪問型サービス・活動Aサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位					
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ロ 1月当たりの回数を定める場合	ハ 初回加算	ホ 口腔連携強化加算							
A2	1121	訪問型独自サービス211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週1回程度の場合 1.176単位	日割の場合 ÷30.4日	39 単位	1,176	1月につき					
A2	2121	訪問型独自サービス211日割											
A2	1221	訪問型独自サービス212							(2) 1週2回程度の場合 2.349単位	日割の場合 ÷30.4日	77 単位	2,349	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス212日割											
A2	1331	訪問型独自サービス213							(3) 1週2回を超える程度の場合 3.727単位	日割の場合 ÷30.4日	123 単位	3,727	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス213日割											
A2	2421	訪問型独自サービス221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容である場合	287 単位	287	1回につき						
A2	2521	訪問型独自サービス222						(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位					
A2	2631	訪問型独自サービス223							(二) 所要時間45分以上の場合 220 単位				
A2	1421	訪問型短時間サービス2						(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163 単位					
A2	1131	訪問型サービス311(地域活動移行支援加算)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週1回程度の場合 1.226単位	日割の場合 ÷30.4日	41 単位	1,226	1月につき					
A2	2131	訪問型サービス311日割(地域活動移行支援加算)											
A2	1231	1月につき +所定単位数 182/100							(2) 1週2回程度の場合 2.399単位	日割の場合 ÷30.4日	79 単位	2,399	1月につき
A2	2231	訪問型サービス312日割(地域活動移行支援加算)											
A2	1341	訪問型サービス313(地域活動移行支援加算)							(3) 1週2回を超える程度の場合 3.777単位	日割の場合 ÷30.4日	125 単位	3,777	1月につき
A2	2341	訪問型サービス313日割(地域活動移行支援加算)											
A2	2431	訪問型サービス321(地域活動移行支援加算)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容である場合	299 単位	299	1回につき						
A2	2531	訪問型サービス322(地域活動移行支援加算)						(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 185 単位					
A2	2641	訪問型サービス323(地域活動移行支援加算)							(二) 所要時間45分以上の場合 224 単位				
A2	1431	訪問型短時間サービス3(地域活動移行支援加算)						(3) 短時間の身体介護が中心である場合 165 単位					
A2	C221	訪問型高齢者虐待防止未実施減算211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週1回程度の場合 12 単位	日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-12	1月につき					
A2	C230	訪問型高齢者虐待防止未実施減算211日割											
A2	C222	訪問型高齢者虐待防止未実施減算212							(2) 1週2回程度の場合 23 単位	日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-23	1月につき	
A2	C223	訪問型高齢者虐待防止未実施減算212日割											
A2	C224	訪問型高齢者虐待防止未実施減算213							(3) 1週2回を超える程度の場合 37 単位	日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-37	1月につき	
A2	C225	訪問型高齢者虐待防止未実施減算213日割											
A2	C226	訪問型高齢者虐待防止未実施減算221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3 単位	-3	1回につき						
A2	C227	訪問型高齢者虐待防止未実施減算222						(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位					
A2	C228	訪問型高齢者虐待防止未実施減算223							(二) 所要時間45分以上の場合 2 単位				
A2	C229	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間2						(3) 短時間の身体介護が中心である場合 2 単位					
A2	D221	訪問型業務継続計画未策定減算211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週1回程度の場合 12 単位	日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-12	1月につき					
A2	D230	訪問型業務継続計画未策定減算211日割											
A2	D222	訪問型業務継続計画未策定減算212							(2) 1週2回程度の場合 23 単位	日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-23	1月につき	
A2	D223	訪問型業務継続計画未策定減算212日割											
A2	D224	訪問型業務継続計画未策定減算213							(3) 1週2回を超える程度の場合 37 単位	日割の場合 ÷30.4日 1 単位	-37	1月につき	
A2	D225	訪問型業務継続計画未策定減算213日割											
A2	D226	訪問型業務継続計画未策定減算221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3 単位	-3	1回につき						
A2	D227	訪問型業務継続計画未策定減算222						(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位					
A2	D228	訪問型業務継続計画未策定減算223							(二) 所要時間45分以上の場合 2 単位				
A2	D229	訪問型業務継続計画未策定減算短時間2						(3) 短時間の身体介護が中心である場合 2 単位					
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算21	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	10% 減算	1月につき							
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算22					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	15% 減算					
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算23					同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	12% 減算					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算2	特別地域加算	所定単位数の 15% 減算	15% 減算	1月につき							
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割2											
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数2											
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算2	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 減算	10% 減算	1月につき							
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割2											
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数2											
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 減算	5% 減算	1月につき							
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割2											
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数2											
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算2	ハ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき							
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I 2	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100							
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2		(2) 生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200							
A2	6112	訪問型独自サービス口腔連携強化加算2	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	1回につき							
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき							

A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の	287/1000	加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の	249/1000	加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の	266/1000	加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	207/1000	加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	170/1000	加算	

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用

A6 通所型サービス(介護予防相当)サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
				標準的な回数	日割の場合	回数		
A6 1111			通所型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798 単位		1,798	1月につき
A6 1112			通所型独自サービス11日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	59	1日につき
A6 1121			通所型独自サービス12		3,621 単位		3,621	1月につき
A6 1122			通所型独自サービス12日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	119	1日につき
A6 1113			通所型独自サービス21	ロ1月当たりの回数を定める場合	※1月の中で全部で4回まで		436	1回につき
A6 1123			通所型独自サービス22		※1月の中で全部で8回まで		447	1回につき
A6 C211			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合		18 単位減算	-18
A6 C212			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位	-1
A6 C213			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12				36 単位減算	-36
A6 C214			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位	-1
A6 C215			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ1月当たりの回数を定める場合		4 単位減算	-4
A6 C216			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22				4 単位減算	-4
A6 D211			1月につき・所定単位数 182/100	業務継続計画未策定減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合		18 単位減算	-18
A6 D212			通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位	-1
A6 D213			通所型独自業務継続計画未策定減算12				36 単位減算	-36
A6 D214			通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位	-1
A6 D215			通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ1月当たりの回数を定める場合		4 単位減算	-4
A6 D216			通所型独自業務継続計画未策定減算22				4 単位減算	-4
A6 8110			通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6 8111			通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6 8112			通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6 6105			通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合		376 単位減算	-376
A6 6106			通所型独自サービス同一建物減算2				752 単位減算	-752
A6 6207			通所型独自サービス同一建物減算3		ロ1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	-94
A6 5612			通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47
A6 5010			通所型独自生活上グループ活動加算	ハ生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100
A6 6109			通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ若年性認知症患者受入加算			240 単位加算	240
A6 6116			通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ栄養アセスメント加算			50 単位加算	50
A6 5003			通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ栄養改善加算			200 単位加算	200
A6 5004			通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150
A6 5011			通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160
A6 6310			通所型独自一体的サービス提供加算	チ一体的サービス提供加算			480 単位加算	480
A6 6011			通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リサービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88
A6 6012			通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176
A6 6107			通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6 6108			通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144
A6 6103			通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6 6104			通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48
A6 4001			通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月に1回を限度)	100 単位加算	100
A6 4002			通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200
A6 6200			通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算	ル口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6月に1回を限度)	20 単位加算	20
A6 6201			通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6月に1回を限度)	5 単位加算	5
A6 6311			通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40
A6 6100			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ介護職員処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算	
A6 6183			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算	
A6 6110			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算	
A6 6184			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算	
A6 6111			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算	
A6 6380			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算	
A6 6185			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2	ワ介護職員処遇改善加算	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算	
A6 6186			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算	
A6 6187			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算	
A6 6188			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算	
A6 6189			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算	
A6 6190			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A6 8001			通所型サービス11・定超	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798 単位		1,259	1月につき
A6 8002			通所型サービス11日割・定超		59 単位		41	1日につき
A6 8011			通所型サービス12・定超		3,621 単位		2,535	1月につき
A6 8012			通所型サービス12日割・定超		119 単位		83	1日につき
A6 8003			通所型サービス21・定超	ロ1月当たりの回数を定める場合	※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6 8013			通所型サービス22・定超		※1月の中で全部で8回まで		313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A6 9001			通所型サービス1・欠	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798 単位		1,259	1月につき
A6 9002			通所型サービス1日割・欠		59 単位		41	1日につき
A6 9011			通所型サービス2・欠		3,621 単位		2,535	1月につき
A6 9012			通所型サービス2日割・欠		119 単位		83	1日につき
A6 9003			通所型サービス1回数・欠	ロ1月当たりの回数を定める場合	※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6 9013			通所型サービス2回数・欠		※1月の中で全部で8回まで		313	1回につき

A6 通所型サービス・活動Aサービスコード表

Main table with columns: サービスコード, サービス内容略称, 算定項目, 合成単位数, 算定単位. It lists various services like 通所型独自サービス211, 212, 221, 222, etc., with their respective calculation details and unit counts.

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用する。

定員超過の場合

Table detailing staff excess cases for services 8004 through 8016, including calculation methods and unit counts.

看護・介護職員が欠員の場合

Table detailing cases where nursing or care staff are absent, specifically for service 9004, showing calculation and unit counts.

A6	9005	通所型サービス211日割・人欠	この項目			59 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	41	1日につき
A6	9014	通所型サービス221・人欠			事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9015	通所型サービス212日割・人欠				119 単位		83	1日につき
A6	9006	通所型サービス221回数・人欠	□ 1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9016	通所型サービス222回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

**AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5	442 単位	442
AF	3111	介護予防ケアマネジメント減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算	438 単位
AF	3112	介護予防ケアマネジメント減算2	業務継続計画未策定減算	4 単位減算	434 単位
AF	3113	介護予防ケアマネジメント減算3	業務継続計画未策定減算		438 単位
AF	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算	300 単位	300
AF	5001	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位	300
AF	6136	介護職員等処遇改善加算1	介護職員等処遇改善加算 ※イからハまでの所定単位数の21/1000に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組み合わせを記載。4つの中からいずれかを選択する。	9 単位	9
AF	6137	介護職員等処遇改善加算2		15 単位	15
AF	6138	介護職員等処遇改善加算3		16 単位	16
AF	6139	介護職員等処遇改善加算4		22 単位	22

1月につき